

亀岡市共同募金委員会  
共同募金配分金助成事業の実施要綱

1. 目的

共同募金事業は、少子高齢化の時代の要請に応えるため、社会が抱える様々な課題の解決に役割を果たしてきた。とりわけ地域社会においては、少子高齢化の急速な進行の中で多くの課題が山積し、共同募金事業に大きな期待が寄せられている。地域社会には、高齢者、障がい者、介護に携わる人、子育て中の人など、様々な課題を抱える人々が暮らしており、それらの人達が安心して暮らせることがつよく求められている。その要請に応え、かつ一般社会の善意により支えられている共同募金事業の趣旨に添うことを目的として、亀岡市共同募金委員会（以下「本会」という。）が行う共同募金配分金の助成等について以下に定めるものとする。

2. 対象団体

市内で活動する住民団体、ボランティアグループ、NPO、福祉団体等で、その運営が非営利で、会則・事業計画・予算決算等が整備されている団体等とする。

3. 助成金の申請

◆助成金の対象となる事業は、次のとおりとし、(1)～(5)については別紙1「助成金交付基準」のA、Bの事業に申請することができる。ただし、申請はA、Bそれぞれの事業について1団体（グループ）、1事業の申請とする。

- (1) 地区社会福祉協議会が行う福祉推進事業
- (2) 自治会、福祉団体やボランティア団体等が行う福祉推進事業
- (3) 亀岡市内の小学校、中学校、高等学校が行う福祉教育事業
- (4) 設立2年未満のサロン、ボランティア団体が行う福祉推進事業
- (5) 市内全域を対象とした活動で、特に福祉効果が高いと認めた福祉推進事業
- (6) 亀岡市社会福祉協議会が行う地域福祉事業

◆前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は、助成対象としない。

- (1) 国、府、市からの補助金・委託金や民間の助成金等を受ける事業
- (2) 会員、構成員等同士の親睦を目的とした交流事業
- (3) 特定の個人的活動又はそれに類する事業
- (4) 他団体又は下部組織への助成を目的とした事業
- (5) 営利を目的とする事業
- (6) 他の財源をもって実施することが適当と認められる事業
- (7) その他共同募金の趣旨にそぐわない事業

4. 助成金額及び対象経費

助成金の金額は、共同募金会からの配分金の範囲内とし、対象経費は、別紙2のとおり事業実施に係る必要な経費を対象とする。

## 5. 交付申請

助成を受けようとするものは、申請期間（4月1日～5月31日）中に、助成事業交付申請書と必要な書類を添付し、本会に申請しなければならない。

## 6. 審査・交付決定

申請のあった内容は、本会審査委員会で審査し、本会運営委員会において助成の交付の適否を決定のうえ、共同募金配分金助成金決定通知書により申請者に通知する。

## 7. 助成事業の変更等

助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更又は中止しようとするときは、事前に助成事業計画変更・中止承認申請書を提出し、本会の承認を得ることとする。

## 8. 実績報告及び助成金の交付

助成を受けた団体等は、事業完了後2週間以内に、事業実施報告書と経費の支出を証明する書類を添えて、本会に提出しなければならない。実績報告について審査し、適当と認めたときは助成金を交付する。

## 9. 交付決定の取消し等

虚偽の申請等があった場合は、交付の決定を取り消すことができる。また、助成金交付後に虚偽の申請が発覚したときは、交付金を返還させることができる。

## 10. 助成金の経理

助成を受けた団体等は、助成金の使途経理について常時明らかにしておかなければならない。また、本会及び京都府共同募金会が要求するときは必要な記録及び諸帳簿等を呈示するものとし、監査に応じなければならない。

## 11. 周知及び広報

(1) 助成を受けた団体等は、助成事業が共同募金の配分を受けた事業であることを住民に周知しなければならない。

(2) 申請内容・実施報告書の内容や写真等については、助成金交付決定後に助成団体の了解を得て赤い羽根共同募金会、および本会のホームページ・広報紙等に掲載することができる。

## 12. 附則

1、この要綱は平成28年4月1日から施行する。旧要綱は、この要綱の実施に伴って廃止する。  
2、本要綱第6項による交付決定後、申請事業の計画変更・中止等により残余金が発生した場合は、亀岡市社会福祉協議会が行う地域福祉推進事業に活用することができる。

なお、この要綱は平成31年4月1日から施行する。

3、この要綱は令和2年4月1日から施行する。